

令和8年6月1日

入札参加業者 様

志摩市 総務部 検査契約課

志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準の一部改正について

志摩市発注工事に係る最低制限価格の運用基準を一部改正し、令和8年6月1日以降の入札公告、指名通知の対象となる案件から適用します。

記

改正内容

「2. 対象」を改正しました。

- ・最低制限価格を設定する対象の規定を変更

	改正前	改正後
工事	競争入札に付す予定価格が <u>130 万円</u> を越える建設工事	競争入札に付す _____ 建設工事

※上記のとおり変更がありますが、対応は従来どおりで変更はありません。